

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による
日本国川崎市及び中国瀋陽市の
環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書

省エネルギー・排出削減及び環境保護を推進し、廃棄物管理及び資源節約、回収利用を促進し、環境にやさしい都市の構築に関する協力を展開するため、「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」、「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」、「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」及び「日中環境・省エネ総合協力プラン」で述べられている、環境保護、資源節約、循環再利用及び廃棄物管理に関する理念を積極的に推進し、また、環境にやさしい社会の構築の分野において実験モデル協力を確立し、拡充するとの立場に基づき、日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、以下の共通認識に達した。

- 一、環境にやさしい都市の構築に関するモデル事業は、双方が資源節約、循環再利用及び廃棄物管理の分野において政策及び技術に関する交流を行うことを促進し、当該地域が環境保護によってグリーン経済の発展を推進することに資するものである。このため、双方は、日本国川崎市及び中国瀋陽市を選定して、循環経済静脈産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築に関するモデル事業を共同で推進する。
- 二、モデル事業の重点協力分野は、資源節約、回収・リサイクルシステムの構築及び廃棄物管理に関する政策の交流、政策の制定を目指した科学研究、政策及び技術に関する情報の共有等とする。また、双方は、状況に応じてその他の関連のフォローアッププロジェクトに関する協力を推進する。
- 三、本モデル事業を着実に推進し、共同で支援するため、双方においてそれぞれ関連の資金が確保されるよう努める。
- 四、両国の学界、産業界及び民間部門が環境にやさしい都市の構築に関するモデル事業に積極的に参加することを奨励する。
- 五、公衆の環境意識及び企業の環境責任が環境にやさしい都市の構築に関するモデル事業において重要な役割を果たすことを確認し、普及啓発・教育に関する協力を積極的に実施する。
- 六、協力実施後の普及を重視し、両国のその他の都市がそれぞれの特徴に基づいて関連の経験を参考にすることを奨励することにより、環境にやさしい都市の構築に関するモデル活動の深化を促進する。
- 七、双方は、本モデル事業の推進において主導的役割を果たす。日本側は、環境省、国立環境研究所及び川崎市が連携してモデル事業に関する取組を行う。中国側の連絡機関は、日中友好環境保全センターとし、実施機関は瀋陽市人民政府とする。
- 八、具体的な協力計画は、双方及び関係機関が協議して定める。双方は、2009年から本事業を協力して実施し、実施期間は暫定的に二年とする。

九、その計画の実施については、双方及び関係機関が協議して行う。

本覚書は、2009年6月14日に北京で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省
斉藤鉄夫

中華人民共和国環境保護部
周生賢